ぐんま木の建物っていいね推進事業　交付申請の手引き

この手引きは、ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱に基づき、申請に必要な情報、解釈を補完するものです。この手引きに記載のない条件や申請等については、ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱を参照してください。

この手引きは事前の通達無く内容の追加、修正等を行う場合があります。

Ⅰ　補助要件（ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱　別表Ⅰ）

Ⅰ．補助事業者

1　民間（国及び地方自治体以外）の個人又は法人等であること

2　県税その他の租税を滞納していないこと

3　当該物件に関する管理権原を有していること

4　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員との関与がないもの

5　役員等及び被雇用者が出入国管理及び難民認定法による不法就労者、不法就労を助長する者のいずれにも該当しないこと

Q＆A

	質問	回答
1	市町村は対象になるか？	市町村は対象外です。
2	県外に住所のある個人、法人等は対象になるか？	補助事業者の住所に制限はありませんが、申請建築物は群馬県内に存在することが要件となります。

２．補助対象物件

建築使途区分が以下のいずれかに該当すること

１ 店舗・・・マーケット、コンビニ、食堂、喫茶店、理容室等、日常的に不特定多数の県民が利用できるもの

２ 病院・診療所

３ その他 知事が認めるもの

※対象外

・住宅等（戸建て住宅、分譲マンション、別荘等（建築用途の区分で「住宅」に属する建築物））

・住宅と併用する施設において、住居用部分の床面積が延べ床面積の 50%を超えるもの

・建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の、用途を表す記号 8600 の建築物に該当するもの

Q＆A

	質問	回答
１	補助対象にならない物件の例は？	事務所、倉庫、工場、学校、介護施設（デイサービス、老人ホーム等）、利用が特定の会員等に限られる施設、申請者自らが運営や管理を行わない物件（貸店舗等）、その他日常的に不特定多数の県民が利用できないもの。
２	工場に併設する直売所（店舗）は対象になるか？	直売所のみ補助対象となります。申請にあたっては直売所部分の全体事業費と木工事費を切り分けていただきます。
３	住宅と併用する店舗は対象になるか？	住居用部分の床面積が延べ床面積の 50%を超えないものに限り対象になりますが、住宅部分は補助対象経費に含むことができません。申請にあたっては、店舗部分の総事業費と木工事費を切り分けていただきます。

３．その他要件

１ 申請建築物が群馬県内に存在すること

２ 建築基準法等の各種関係法令を遵守していること

３ 施工は県内に事務所を有し、建築事業許可を得ている者によって行われること

Ｑ＆Ａ

	質問	回答
１	本社が群馬県外にある施工業者でも良いのか？	本社の所在は問いません。
２	群馬県内に営業担当者用の事務所はあるが、その事務所で群馬県の建築事業許可を得ていない施工業者でも良いか？	事務所があるだけでは要件を満たしません。 「群馬県内に事務所を有し、その事務所で群馬県の建築事業許可を得ている」施工業者としてください。

４ 補助に係る部分の材料（木材）が発注前であること

Ｑ＆Ａ

	質問	回答
１	補助に係る部分の材料（木材）が発注前であれば、工事契約等を締結していても良いか？	補助に係る部分の材料（木材）が発注前であれば、申請可能です。
２	補助に係る部分の材料（木材）が発注前であれば、地盤改良や基礎工事が進んでいる状態でも良いか？	補助に係る部分の材料（木材）が発注前であれば、申請可能です。
３	使用する木材が製材所の在庫でも良いか？	申請者からの材料（木材）の発注が交付決定後であれば、木材がいつ製造されたものかは問いません。

５ 当該施設の年間利用者滞在時間が 860 時間以上を見込めること

Q＆A

	質問	回答
1	どのような計算で算出したら良いか？	年間営業日、1 日の来客数、1 人当たりの滞在時間の見込を元に算出してください。それぞれ事業計画書に記載していただきます。
2	従業員の従事時間を含めても良いか？	従業員等の従事時間は除きます。「利用者」とは、店舗等であれば来客者、病院等であれば患者を指します。

６ 県産木材の普及のため、以下の取り組みすべてを行うこと

(1) 対象物件の見学会・研修会を実施すること

(2) 表示板等により、県産木材を使用した旨を施設の見やすい箇所に標示すること

(3) SNS 等により、県産木材を使用した旨を PR すること

Q＆A

	質問	回答
1	見学会・研修会の対象に指定はあるのか？	見学会・研修会の対象の指定はありませんが、普及や PR 効果が高い内容が望ましいです。 例：対象を制限しない一般の方向けの見学会 例：従業員向けの研修会
2	表示板の素材、文言、表示する場所、期間等に指定はあるのか？	県産木材を使用した店舗であることを知らせる内容であり、見やすい箇所に表示するものであれば、文言等に指定はありません。 対象建築物がオープンした後も表示を続けていただきます。
3	自社 HP での PR でも良いか？	HP でも良いです。

7 以下の事業情報の提供と公開に同意すること

(1) 補助事業の実施において県に提供された資料

(2) 集客状況や来訪者の反応

(3) ZEB 加算物件においては消費エネルギー量

(4) その他知事の求めるもの

Q＆A

	質問	回答
1	これらの情報はどこかに公開するのか？	本事業で施工した物件の事例集等を作成し、県 HP で公開する予定です。

8 以下の県産木材使用量とすること

(1) 木造化

以下のｱ、ｲを満たすこと

ｱ) 0.09m3/m2 以上の木材を使用すること

ｲ) 木材使用量のうち、県産木材の使用割合が 50%以上であること

Q＆A

	質問	回答
1	木造化の使用木材はどの部材まで含めて計算すれば良いのか？	建築物の躯体及び下地を構成する構造材、羽柄材等です。 木造化の補助対象経費（木工事費）に含まれる木材をすべて木拾い表（別記様式第 1 号付 6）に入力いただき、計算します。
2	「0.09m3/m2 以上」はどのような計算で算出すれば良いか？	「木造化の木材使用量÷延べ床面積」です。

(2) 木質化

以下のｱ、ｲを満たすこと

ｱ）木質化面積（仕上げ材に使用する床・壁・天井等の延べ面積）が 20m2 以上であること

ｲ）木材使用量のうち、県産木材の使用割合が 50%以上であること

Q＆A

	質問	回答
1	木質化の使用木材はどの部材まで含めて計算すれば良いのか？	壁・床・天井等、構造に固定された内外装材です。 木質化の補助対象経費（木工事費）に含まれる木材をすべて木拾い表（別記様式第 1 号付 6）に入力いただき、計算します。
2	木質化とは？	「壁、床、天井等、構造に固定された内外装に木材を使用すること」となります（要綱第 2 条 2 号)。什器、外構は対象外です。
3	木質化面積とはどこで算出すれば良いか？	木質化した内外装で木が見える部分の面積を指します。 例：壁 50m2 に杉羽目板を張った場合、壁の木質化面積は 50 ㎡。

※木造化と木質化の併用は可能ですが、それぞれで木材の要件を満たすことを条件としています。

9 設計積算に係る資料を提供すること

Q＆A

	質問	回答
1	設計積算に係る資料とは？	事業費の項目ごとの内訳（仮設工事、基礎工事、木工事、外壁工事、設備工事等）及び木工事費の内訳等です。

10 その他知事が第 1 条の目的を達成するために必要と認めるものに応じること

２　補助対象経費（ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱　別表２）

１　木工事費

補助対象経費	木工事費　根拠資料を添付すること		
	内訳	１　材料費	木工事に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		２　労務費	木工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		３　諸経費	木工事に係るその他経費をいう。（注）
補助率	補助対象経費に県産木材使用割合を乗じたものの１／２以内（千円未満切捨） ※上限１０，０００千円／物件		

・木工事費には材料費、労務費、諸経費を含むことができます。

・木造化、木質化併用での申請も可能ですが、１物件あたりの上限が 10,000 千円です。

（注）諸経費については、次のとおり算出すること。

A　木工事費　＝　木工事に係る材料費　＋　木工事に係る労務費

B　その他建築工事費　＝　（建築工事に係る材料費　＋　建築工事に係る労務費）　－　A

C　建築工事諸経費　＝　建築工事費　－　（　A　＋　B　）

D　木工事諸経費　＝　C　×　（　A　／　（　A　＋　B　））

・仮設工事、諸経費等（建築工事に係る材料費ではないもの、建築工事に係る労務費ではないもの）は、諸経費として計算してください。



以下のケースでの補助金額算定の例です。

・木造化での申請
・総事業費：55,000,000 円
　（内訳）木工事費（A）　構造用材、羽柄材等の材料費、木工事の労務費：10,000,000 円
　　その他建築工事（B）　基礎工事、内装工事、電気設備工事等　：37,500,000 円
　　諸経費（C）　仮設工事、諸経費等　：　2,500,000 円
　　建築工事以外　駐車場のアスファルト舗装等　：　5,000,000 円
・木材総使用量 30 ㎥、うち県産木材使用量 24 ㎥　（県産木材使用割合 80%）

木工事諸経費（D）
＝C×（A ／A ＋ B）
＝2,500,000×（10,000,000／47,500,000）
≒526,316 円

補助対象経費（木工事費 A＋D）
＝10,000,000＋526,316
＝10,526,316 円

補助金額
＝10,526,316 円×0.8（80%）×1／2
＝4,210,526 円
≒4,210,000 円　（千円未満切り捨て）

３　提出資料（ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱　別表４）

	書類	備考
□	交付申請書（別記様式第１号）	HP に様式の記載例を掲載しています
□	事業計画書（別記様式第１号付１又は２）	HP に様式の記載例を掲載しています
□	事業費積算及び内訳を証する資料（見積書・契約書等）	以下の内容が確認できるものとしてください。 ・木工事費の積算とそれ以外の工事費がわかるもの ・木工事費の材料費と、木拾い表との対照が取れる形になっているもの
□	工程表（別記様式第１号付３）	HP に様式の記載例を掲載しています
□	暴力団排除に関する誓約書（別記様式第１号付４）	HP に様式の記載例を掲載しています
□	不法就労対策に関する誓約書（別記様式第１号付５）	HP に様式の記載例を掲載しています
□	木拾い表（別記様式第１号付６またはこの様式に類するもの）	HP に様式の記載例を掲載しています
□ □	設計図 ・木造化：配置図・平面図・断面詳細図（縦割り）・立面図（A3 版） ・木質化：木質化を図る部分を図示した平面図等	
□	建築確認申請書の記載面全て及び確認済証の写し ※申請が必要な場合のみ	
□	施工業者の建設業許可証明書の写し	
□	ZEB の区分が明記されたＢＥＬＳ評価書　※該当する場合のみ	ZEB 加算がある場合のみ提出してください
□	通帳のコピー	申請者以外の口座への振り込みはできません。 ※申請者が法人（○○株式会社）の場合、○○株式会社の通帳のコピーを提出してください。

※申請書類準備の際のチェックリストとしてもご使用ください。

4　提出方法

・提出方法は、メール、郵送、持参いずれの方法でも可能です。必要に応じて提出方法を検討してください（**提出資料が多く、書類の修正依頼等させていただく可能性もあるため、メールでの提出を推奨しています。**）

・添付可能な資料の上限は約 5MB となります。県のシステムでは民間のファイル転送サービス等での受け取りには対応しておりませんので、容量を上回るデータについては、容量の調整や複数回にわけるなどの工夫をして送付してください（圧縮ファイルについても、システム上受信ができないことがあるため、送付はワードや PDF 等の添付にてお願いいたします）。

・**データが大きく、分割による添付でも送付が困難な場合は、ファイルアップロード用の URL をお送りします。ご一報をお願いします。**

【林業振興課代表アドレス　rinshin@pref.gunma.lg.jp　】
【林業振興課電話番号　　027-226-3240】